

栃木県警察管区機動隊の運用について

(平成17年3月30日)
(栃備二第5号)

栃木県警察管区機動隊の運用については、栃木県警察管区機動隊の運用に関する規程(平成12年12月21日付け栃木県警察本部訓令乙第31号。以下「規程」という。)によるほか、下記事項に留意して効果的運用に努められたい。

なお、栃木県警察管区機動隊の運用について(平成9年3月26日付け栃備二第4号例規通達)は、廃止する。

記

1 運用の基本

栃木県警察管区機動隊(以下「管区機動隊」という。)の運用については、部隊活動の中核として集中配置運用を基本とし、集団警備力としての機能を高め、あわせて管区機動隊員(以下「隊員」という。)の処遇が適正に図られるようにすることとする。

2 隊員の配置

隊員は、警備部警備第二課、地域部機動警察隊、刑事部機動捜査隊(以下「関係所属」という。)に配置し、中隊長、中隊長伝令を警備第二課、第1小隊、第2小隊を機動捜査隊、第3小隊、第4小隊を機動警察隊に配置するものとする。

3 所属長の責務

- (1) 関係所属長は、隊員に対し他の業務に優先して規程第2条に掲げる任務又は訓練に従事させること。
- (2) 関係所属長は、隊員に対し長期かつ継続的な任務を与えないこと。

4 運用上の配意事項

関係所属長は、隊員の出勤、訓練に支障が生ずることが絶対にならないよう、次の点に配意すること。

- (1) 勤務計画作成等に小隊長を参画させ、出勤及び訓練優先の基本方針を通常勤務にも反映させること。
- (2) あらかじめ出勤及び訓練が予定されている場合は、通常の勤務が出勤及び訓練当日にわたらないよう措置すること。

5 装備資器材

管区機動隊の装備資器材は、部隊装備品と個人装備品とに区分し、その保管責任者は次のとおりとする。

- (1) 部隊装備品
警備部警備第二課長
- (2) 個人装備品
隊員配置先所属長

6 運用開始の時期

本通達に基づく運用は、平成17年4月1日からとする。